

会 議 録

会 議 名	東松山市入札監視委員会					
開 催 日 時	令和8年1月30日（金）			開 会	14時00分	
				閉 会	15時10分	
開 催 場 所	本庁舎3階 第2委員会室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 令和7年度上半期の入札・契約状況について (2) 委員会抽出案件について (3) 令和7年度の工事発注状況について (4) 令和8年度東松山市発注方針について (5) その他 4 閉 会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数	1 人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	委員長	池田 剛士	出席	委 員	石川 淳	出席
	委 員	小川 昌宏	出席	委 員	眞下 章	出席
	委 員	高橋 徹	欠席			
事 務 局	政策財政部長			桶谷 易司		
	政策財政部次長			関根 隆		
	契約検査課長			成川 暢彦		
	契約検査課主査			佐藤 郁也		
	契約検査課主事補			佐藤 信道		
関 係 担 当 課	下水道施設課長			矢部 克昌		
	下水道施設課主査			斉藤 欣兵		
	管財課長			田代 仁		
	管財課副主幹			富田 佳光		
	管財課主査			須長 拓哉		
	危機管理防災課長			福島 智之		
	危機管理防災課副課長			小林 裕介		

次 第	顛 末
1 開 会	事務局開会宣言。事務局司会による進行
2 あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局紹介 ・池田委員長あいさつ
3 議 事	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名委員の指名 池田委員長から石川委員及び眞下委員が会議録署名委員に指名される。 ・配付資料の確認（事務局） ・委員会の開催定足数に達していることを報告（事務局） ・会議の公開又は非公開の決定 池田委員長が会議の公開について委員会に諮り、承認を受ける。 ・議事進行については、委員長が議長となることを説明（事務局） <p>(1) 令和7年度上半期の入札・契約状況について (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度上半期の入札・契約状況について、事務局より説明 (池田委員長) <p>事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。 (各委員)</p> <p>異議なし。</p> <p>(2) 委員会抽出案件について</p> <p>では続いて、議事(2)の審議に入ります。事業担当課による説明が必要な場合は入室させてください。</p> <p>【担当課入室】 (池田委員長)</p> <p>1番目の案件「R7管渠（沢口町）2工区築造工事」について、まず案件の抽出をしていただいた小川委員から、抽出の理由について説明をお願いします。 (小川委員)</p> <p>応札者が3者いたなかで、1者は最低制限価格を下回る金額で応札が</p>

	<p>あった一方で、他の２者は最低制限価格と全くの同額での応札となっており、くじにより落札者を決定しています。設計がどのように行われていて、入札が公平に行われていたのかを確認したいと思います。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>ありがとうございます。それでは内容について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>・「R 7 管渠（沢口町）２工区築造工事」の契約状況について資料に基づき説明</p> <p>(担当課：下水道施設課)</p> <p>・「R 7 管渠（沢口町）２工区築造工事」の工事概要について資料に基づき説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>(小川委員)</p> <p>最低制限価格と同額の応札が複数あった要因は何かありますか。</p> <p>(斉藤下水道施設課主査)</p> <p>工事内容が一般的な管渠工事であり、標準的な積算基準に基づき設計され、予定価格を算出しやすいことが考えられます。また、年度当初の発注であったことから、安くても受注したい業者が複数いたのだと考えています。</p> <p>(小川委員)</p> <p>工事内容が比較的一般的との説明がありましたが、それほど積算の難しい工事ではないのでしょうか。</p> <p>(矢部下水道施設課長)</p> <p>最低制限価格の算出は設計を基に行うので、積算自体がほとんど公開資料を基に行われていれば、積算力のある企業は最低制限価格の算出に苦勞することはないと思います。</p> <p>最終的に最低制限価格と同額で応札するかは、それぞれの事業者の経営判断によると思いますが、比較的利益率の高いとされている舗装工事の入札においては、最低制限価格と同額の応札が複数あることは少なくありません。</p> <p>(小川委員)</p>
--	--

	<p>同日に殿山町の工事も入札にかけていますが、その工事と一抜けとした理由はなぜでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>基本的には県と同じ取り扱いであり、同じ日に公告と開札を行う同種の工事・業務で、参加可能業者が概ね同一である場合に、一連の入札で先に開札したもので落札候補者となった場合は、以降の入札の落札候補者になれないということとし、公告に記載したうえで実施しています。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>(石川委員)</p> <p>最低制限価格の算出方法は公表していますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>公表しています。</p> <p>(石川委員)</p> <p>県の入札でも歩掛や単価は全て公表しています。その結果、入札のあり方として適当なのかはわからないのですが、最低制限価格と同額でのくじびきが多発しています。</p> <p>(矢部下水道施設課長)</p> <p>当市でも県と同様に、令和7年度から公表するようにしました。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>同様の事例は今後もあり得るのでしょうか。</p> <p>(矢部下水道施設課長)</p> <p>先ほども申し上げたとおり、最低制限価格の算出は設計を基に行うので、積算自体がほとんど公開資料を基に行われていれば、積算力のある企業は最低制限価格の算出に苦勞することはないので最低制限価格と同額の応札が複数あることは今後もあり得ると思います。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>業者の数は減っているのでしょうか。</p> <p>(矢部下水道施設課長)</p> <p>建設業界全体の人手不足もあり、現場では若い技術者、労働者が少なくなり、高齢化が進んでいます。入札の応札状況からみても業者の数自</p>
--	--

体も少なくなっている状況です。

(眞下委員)

分かりました。

(池田委員長)

他に何かございますか。

ないようですので、1番目の案件について質疑は以上とします。ここで委員の皆様にお諮りします。本件についての調査は以上で終了するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(池田委員長)

それでは本件についての調査は以上で終了とします。

【担当課入替り】

(池田委員長)

続いて2番目の案件「各小学校屋内運動場空調設備設置等設計業務(その1)」及び「各小学校屋内運動場空調設備設置等設計業務(その2)」について、小川委員から抽出理由の説明をお願いします。

(小川委員)

件名から推察すると同様の業務であることがうかがえますが、2つに分けて発注したのはなぜか。仮に業務量を加味し、履行の確実性を確保するため分割したのであれば、一抜け入札としなかったのはなぜか。それぞれ確認したいと思います。

(池田委員長)

ありがとうございます。それでは、内容について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

・「各小学校屋内運動場空調設備設置等設計業務(その1)」及び「各小学校屋内運動場空調設備設置等設計業務(その2)」の契約状況について資料に基づき説明

(担当課：管財課・危機管理防災課)

・「各小学校屋内運動場空調設備設置等設計業務(その1)」及び「各小学校屋内運動場空調設備設置等設計業務(その2)」の業務概要について

	<p>資料に基づき説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>(小川委員)</p> <p>その1とその2で発注を分けた理由はどのような理由でしょうか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>本市発注の設計業務を受注した実績がある設計事務所にヒアリングをしたところ、当該業務について3校を超えるとボリューム的に厳しいという意見が複数ありましたので、分割して発注しました。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>結果的に同じ業者が落札しましたが、分けて発注する必要はあったのでしょうか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>ヒアリングの結果、3校を超える業務は厳しいとの意見が多数あったことから、不調対策としては有効だったと考えています。</p> <p>(富田管財課副主幹)</p> <p>技術者の人数規模がそれぞれ違う複数の業者からヒアリングをした結果であったため、判断は適当であったと考えています。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>熱中症対策での設置との説明がありましたが、避難所の指定があるためその対策は今回の設計で行いましたか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>本設計業務では避難所対策として、停電時でも空調設備・照明の一部・コンセントの一部・トイレについては、停電時でも72時間稼働できるように設計をしています。</p> <p>段差解消などのバリアフリー化も、本設計業務に含んでいます。</p> <p>(小川委員)</p> <p>その1とその2で別の業者がとった場合、出来上がりが異なってしまふことはないのでしょうか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>最低限の成果としては仕様に記載していることから確保できますが、資料のまとめかたなどでバラつきは起こり得るので、監督員を通して調整を行います。</p>
--	---

	<p>(富田管財課副主幹)</p> <p>実際に、令和6年度も分けて発注したところ、落札した業者が異なったため、監督員の間で連絡・調整を行い、品質の統一は図りました。</p> <p>(小川委員)</p> <p>株式会社アーバン設計の入札額が他者と比べて極端に低くなっているのですが、どのような理由が考えられますか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>技術者の労務単価がここ最近で急激に上昇しており、数年前はこのぐらいで受注できたというのが背景としてあると感じています。現に同程度の価格で入札が成立している自治体もあることも踏まえて、積算したのかもしれないです。</p> <p>(石川委員)</p> <p>今回の落札業者は、どこに所在する業者で、去年も受注している業者なのでしょうか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>川越市にある業者で、昨年度の受注者ではありません。</p> <p>(石川委員)</p> <p>所在地区分をみると、埼玉県と東京都に事業所を有しているという広めの設定がしてあり、参加可能な業者は多かったと思うのですが、それでも実際に参加する業者は少ないと考えたのでしょうか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>過去の同種業務への応札状況を踏まえると、少ないと考えました。</p> <p>(石川委員)</p> <p>1つの業者がまとめて落札した方が出来高を同じものにするにも容易だと思うのですが、今後も今回の案件と同様に分けて発注するのでしょうか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>今後も分けて発注します。</p> <p>(石川委員)</p> <p>東松山市に限らず、空調設備を設置する工事の入札が上手くいっていない傾向にあると思うのですが、設計業務の履行に当たって工夫をしている点はありますか。</p> <p>(須長管財課主査)</p> <p>避難所の環境整備ということで、空調工事のほかトイレの改修なども</p>
--	--

盛り込んでいますが、入札の結果が不調になった際に分割して発注がしやすいように設計しています。

(池田委員長)

他に何かございますか。

ないようですので、2番目の案件について質疑は以上とします。ここで委員の皆様にお諮りします。本件についての調査は以上で終了するというのでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(池田委員長)

ありがとうございます。それでは本件についての調査は以上で終了とします。

【担当課入替り】

(池田委員長)

続いて3番目の案件「東松山消防署高坂分署防火水槽設置工事」について、小川委員から抽出理由の説明をお願いします。

(小川委員)

入札によらず随意契約としたことが適正であったか確認したいと思います。

(池田委員長)

ありがとうございます。それでは内容について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

・「東松山消防署高坂分署防火水槽設置工事」の契約状況について資料に基づき説明

(担当課：危機管理防災課・管財課)

・「東松山消防署高坂分署防火水槽設置工事」の業務概要について資料に基づき説明

(池田委員長)

事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。

(小川委員)

	<p>随意契約とした理由をより具体的に説明してほしいと思います。</p> <p>(福島危機管理防災課長)</p> <p>新築工事の合間を縫って防火水槽設置を進めるなどの調整が容易になり、作業待ちの時間を最小限に抑えられ、その分の経費も抑えられるためです。</p> <p>(小川委員)</p> <p>高坂分署新築工事と一体で本工事を施工するのはいけないのでしょうか。</p> <p>(福島危機管理防災課長)</p> <p>当市が結んでいる比企広域市町村圏組合の発足時における管内市町村との協定で、建物は消防本部で工事を施工し、土地の確保と水利に係る部分の工事は各自治体で実施することとなっているため、防火水槽の設置工事のみ当市で実施します。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>費用面で有利と説明があった一方で、落札率が高くなっていますが、理由はありますか。</p> <p>(福島危機管理防災課長)</p> <p>より低いコストで受注してもらおうというより、割高を防ぐといった理由があります。防火水槽設置工事は一週間程度で完了する工事ですが、新築工事の受注者以外の業者が受注すると、工事の調整を行う必要があり、「3日作業→1か月待ち→3日作業→2か月待ち→1日仕上げ」となってしまうこともあり、待ち時間となった3か月分の経費が割増しとなってしまいます。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>新築工事の工期はいつまででしょうか。</p> <p>(福島危機管理防災課長)</p> <p>新築工事の工期は3月17日までで、防火水槽設置工事も同様に3月17日までとしており、高坂分署完成に合わせて防火水槽も設置する予定です。</p> <p>(石川委員)</p> <p>随意契約6号で契約していますが、おそらく同時に発注された設備工事などは、新築工事が終わった後に着工するわけで、防火水槽の工事も新築工事の後に施工することができなかつたのでしょうか。</p> <p>(須長管財課主査)</p>
--	---

新築工事の発注範囲に外構工事も含まれていて、工期も同じであったことから、その後の施工では期間的にもタイトなスケジュールになるため厳しいと判断しました。

(石川委員)

2次製品を使用していて、納品して設置するまで時間がかからないと思うのですが、日程的にも待ち時間がない積算をしたのでしょうか。

(須長管財課主査)

防火水槽についてはメーカー見積もりを聴取しましたが、埼玉県建築工事共通積算基準をもとに積算しました。

(石川委員)

他の業者が受注した場合は、新築工事の施工状況に応じた待ちが生じるおそれがあるとの説明がありましたが、それは見込まずに通常どおりの積算をしたのでしょうか。

(須長管財課主査)

基準どおりの積算を行っています。

(石川委員)

6号随契の適用は、基本的にはハードルが高いものだと考えています。消防との取り決めであれば今後も同様の取扱いで発注を行うことがあると思われるので、説明ができるようしっかりと整理しておくと思います。

(池田委員長)

他に何かございますか。

それでは3番目の案件について質疑は以上とします。ここで委員の皆様にお諮りします。本件についての調査は以上で終了するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(池田委員長)

それでは本件についての調査は以上で終了とします。

【担当課退出】

(3) 令和7年度の工事発注状況について

(池田委員長)

それでは、続いての議事に入りたいと思います。議事(3)令和7年度の

	<p>工事発注状況について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の工事発注状況について、事務局より説明。 <p>(池田委員長)</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はありますか。</p> <p>(石川委員)</p> <p>東松山市は、一者応札は有効としていますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>電子入札を採用しているものは有効としています。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>他に何かございますか。それでは、続いての議事に入りたいと思います。</p> <p>(4) 令和8年度東松山市発注方針について</p> <p>(池田委員長)</p> <p>議事(4)令和8年度東松山市発注方針について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度東松山市発注方針について、事務局より説明 <p>(池田委員長)</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はありますか。</p> <p>(石川委員)</p> <p>スライド条項の適用は、毎年度どれくらいの件数ありますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>そもそも年度を超える工事がなく、ここ3年間での適用は、1件のみとなっています。また、2月の単価を使っているものは、特例措置として5, 6件単価の入替えを行っています。</p> <p>(石川委員)</p> <p>そうすると、全体スライドの適用のは、あまり行っていないのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>行っていません。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>他に何かございますか。それでは、続いての議事に入りたいと思いま</p>
--	--

す。

(5) その他

(池田委員長)

それでは、最後に議事(5)その他について、委員の皆様から、何か御質問や、本日の議事を踏まえた改善点について御意見などはございますか。

よろしいでしょうか。では、事務局から何かございますか。

(事務局)

工事の入札に関するダンピング対策の適用拡大について説明します。

本件は、これまでもこの委員会におきまして、ダンピング対策の適用範囲について御意見をいただいていたことに関する内容となります。

これまで、本市が執行する入札については、予定価格が500万円以上のものを対象に最低制限価格制度ないし低入札価格調査制度といったダンピング対策を適用しておりましたが、令和8年度以降に執行する工事の入札から、公共工事の担い手である建設業者における賃上げ原資の確保に寄与し、技能労働者等の処遇改善を支援することが求められていることを踏まえ、全ての案件に対してダンピング対策を適用したいと考えております。

なお、変更による影響として、昨年度と今年度の入札案件を基に試算した結果は参考1の表のとおりです。適用対象案件は20件前後の増となり、また、適用外の案件における落札率が、ダンピング対策により無効になりうる程度に低かった案件は、令和6年度に9件、今年度では6件となっていました。最低制限価格を適用することや算出方法については公表していることから、実際には規定の価格未満で応札がある案件数は微増するにとどまると考えています。

また、参考2と次ページは、県内他自治体におけるダンピング対策の適用に関する金額要件の状況についての内容です。県内の市では、ダンピング対策の適用に関し金額要件のある自治体は15、市のみに限りますと本市を含めた4市となっています。

以上で議事5の説明を終わります。

(池田委員長)

事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。

(石川委員)

対象とする工事の設計金額の基準を200万円にしたのは、少額随契

	<p>の金額ということでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>そのとおりです。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>他に何かございますか。それでは、事務局の案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員)</p> <p>異議なし。</p> <p>・池田委員長へ次回審議案件抽出委員の指名を依頼し、石川委員が指名される。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>これをもちまして、議事を終了させていただきます。委員の皆様には慎重な御審議をいただきありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。</p>
4 閉 会	事務局閉会宣言
	<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和8年3月23日</p> <p>署名委員 <u>石川 淳</u></p> <p>署名委員 <u>眞下 章</u></p>